

同志社教育と国家の問題

土 肥 昭 夫

本稿はさる3月29日、大学宗教部主催の教師懇談会「教育問題における同志社と国家」での講演要旨を収録編集したものです。

編集部

—

私はこの問題を過去の歴史をとおして考えたくおもいます。同志社の歴史を日本の近代史の関連でみるとき、大体つぎのような時期にわけられます。(一)明治二十年頃までの創立期、(二)明治二十年代以後天皇制絶対主義の形成時代における動揺期、(三)大正デモクラシーでの発展期、(四)昭和ファシズムにおける苦難と追従の時期、(五)戦後の膨張期。私はそのうち(一)―(四)の時期についてのべます。

同志社がキリスト教主義教育を条文化したのは明治二十一年九月の同志社通則における綱領です。そのなかでキリスト教を徳育の基本とすることをあきらかにしました。これが国家の期待する教育理念といろいろ問題をおこしたのです。

明治初期の私立学校について、永井道雄氏は『日本の大学』（中公新書）で三つのタイプがあった。自由主義派の学校―慶応・早稲田・同志社、伝統主義派の学校―国学院・東洋大学など、適応派の学校、つまり官立大学に準じて官吏養成を重点とする学校―法政・

専修・明治・中央・日本・関西大学などがそれであるといわれます。永井氏が最も注目されたのは自由主義派の学校で、明治初期から二十年代においてかなりはっきりとした独特の学風、伝統をもつて成長したが、次第に屈折し、官学に追いこされ、その後塵を拝するようになった。その原因は権力の圧迫と資金難にあった。そして大正の半ば大学の膨張期には私学の特色はうすれてしまったとされる。私はこの指摘は間違っていないと思いますが、そういう社会的条件のほかに思想上の問題もあるとみます。その上永井氏はこの本で同志社の屈折の過程をあつかわれていません。このあたりを私はとりあげてみたいと思います。

二

慶応や早稲田とちがひ、同志社はキリスト教的人格主義を基本とした教育をしました。それは人間の自由を重んじ、これをキリスト教にもとづいて啓発し完成していく教育です。そこにはリベラリズムを基調とする教育がありました。これが天皇制絶対主義の臣民教

育と衝突する可能性をもったのです。したがって同志社は権力からの圧迫をうけますが、これに対してきびしい抵抗が上述の教育理念からうまれず、むしろ自分の方からくずれていくという結果になります。明治三十一年の綱領問題がそのことを端的に示しています。

横井時雄社長のですが、政府は軍事力を強力にするため明治三十一年徴兵制を強化したが、教育の重要性をみとめて公私立の学に徴兵猶予の特権を与えます。しかし同志社は除外されていた。そこで同志社はこの特権をうけるために政府と交渉したら、同志社はキリスト教主義学校だから却下したというのです。そこで横井たちは綱領の一部を削除し、キリスト教主義学校の体面を残しつつ、実質的にこれを骨抜きにした綱領にしてしまい、その新通則を文部省に提出して明治三十一年三月この特権を得たのです。この特権を必要とした理由はあきらかで、それがないと学生があつまらない。同志社は権力の圧迫を媒介として、経営と教育理念の板ばさみにくるしんだのです。新綱領については校友会やキリスト教関係者より反論が続出し、宣教師デビスはこれを法廷に持ちこみます。この紛糾で横井以下社員は辞職します。しかし同志社はその後うまく立ちまわりました。明治三十二年になってさきの綱領を廃止し、もどおりにしたのです。したがって同志社はキリスト教主義の学校でありつつ徴兵猶予の特権を保持したのです。ちょうど条約改正の時期でもあったためか、これに対して政府も外国宣教師のいる同志社にいい態度でのぞまなかったようです。しかしこの綱領問題は同志社が国家体制に適応し屈折してゆく最初のケースであり、同志社の真価を問われたときでした。このとき同志社の評判はキリスト教関係

者の間にわるくなり、安部磯雄、湯浅治郎のようなひとたちはこれをきっかけにして同志社をやめていきました。

このときにはこうまでして同志社は徴兵猶予の特権を得たのですが、明治三十二年八月の文部省訓令十二号でまた動揺します。この訓令は官公立および文部省の基準にしたがって学科を行なっている学校、つまり私立の学校で宗教上の教育、儀式を行なってはならないというのです。これは政府が政教分離の美名にかくれて、とくにキリスト教主義学校の教育を阻止しようとした試みでした。この訓令にしたがわぬと文部省の認可はとりけされ、各種学校のようなものになる。そうすると徴兵猶予の特権も上級学校受験資格もなくなる。だからといって訓令にしたがい、宗教上の教育や儀式をしないとなれば、キリスト教主義学校を止めることになる。ここでもやはり経営と教育理念の板ばさみがおこったのです。同志社をふくめてキリスト教主義学校当局者はこの訓令撤廃の運動をますおこしましたが、文部省はうけつけない。そこで明治学院総理井深樗之助は中学校を廃して普通学部をつくります。そしてこの普通学部でキリスト教教育をしつつ、これを中学校と同等の教育程度をしていることを強調し、文部省の認可を得、上述の権利をもつ学校にしていきました。そのために二年の年月をかけて努力したのです。結局、彼は政府の訓令にしたがっているようで、その趣旨を骨抜きにし、キリスト教主義の看板をおろさなかったのです。井深日記（明治三十二年九月六日）では、同志社はこの訓令を遵奉して中学校を継続したとあります。もしそうならば、同志社はふたたびキリスト教教育の看板をおろしたことになります。もっとも『同志社九十年小史』

によると、同志社も明治三十三年二月に明治学院と同様、普通学校をつくって、その権利を得たとあります。ともかく一度ならず二度までも不易の綱領がこういう憂き目を経験したようです。

三

大正デモクラシーのなかの同志社をみましょう。同志社はこのとき教育を整備充実させます。そして明治四十五年専門学校令による大学となり、大正九年には大学令による大学となりました。大正期の同志社は私学のトップレベルの大学として文部省からみとめられました。キリスト教主義学校として同志社だけが大学となったのです。しかしそこに問題をみのがすわけにはいきません。大正七年十二月公布の大学令は、従来、旧帝国大学にだけ適用されていた大学教育を私立、公立、単科大学にも拡大したものです。資本主義隆盛期の日本は多数の技術者、官吏、サラリーマンを必要とし、その養成は旧帝大ではまかないきれない。そこで政府はすぐれた私立学校を大学に昇格させ、その教育の充実をはかろうとしたのです。しかし、それとともに政府はこの大学への管理を旧帝大なみに強化することを考えました。その教育は「国家に必要な學術理論及び応用を教授し……人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意」することを目的とし、大学を文部省の監督の下におき、教授採用について文部大臣の許可を要求しています。しかし同志社は九つの大学のひとつとして昇格したことをよろこびましたが、それと表裏一体をなす政府の大学の自由自治への統制をするべく見わたることをあまりしなかったのではないかとおもいます。ただ法学部の高木庄太郎教授が「同志社大学とキリスト教主義学校」(『同志社時報』大正九年六月)で

この側面にふれています。彼はこうのべました。同志社が大学令による大学となる際、キリスト教主義学校であるがゆえに国家思想の涵養という大学令の趣旨と矛盾しないかということが文部省で問題になったときいている。しかし同志社は今やキリスト教主義の大学として認可された。これは政府がこの教育の意味をみとめたことになり、同志社の責任は大きい。しかし政府がもし大学に政治的干渉をこころみるならば、同志社は真理の名において、大学の名称とそれにもない予定された補助金を拒否するだけの道徳的勇氣をもつべきであるということです。こういう考えの人もいたのです。ただそれが同志社の教育体制のなかにどうくみこまれたかということになると、どうもはつきりしないのではないかと思えます。

つぎに大正十四年陸軍現役将校配属令が公布され、軍事教練の教授要目が制定されます。同志社も翌年からこれを実施しました。当時図書館につとめていたキリスト教絶対平和主義者高橋元一郎はこれを不当として総長海老名弾正に申し入れましたが、うけつけられなかった。同志社をやめました。たしかに軍縮当時の配属将校はおとなしく、問題もおこさなかったでしょう。しかし、だからといってこういう体制に同志社が問題なく順応していくと、あとで大変なことになります。これは歴史の示すとおりです。

さらに同じ年の京都学連事件のとき、同志社は学生に社研連合会と交渉を断つべきことを指示し、事件を関連して告訴された四名の学生のうち、三名を退学処分しました。私はそういう処置はキリスト教的でないと思います。キリスト教の信仰の自由は信教、思想の自由と相即不可離の關係にある。こういう人間の基本的人權の確

立のためキリスト教はたたかってきた。同志社がキリスト教主義学校になるためには、どうしても研究、教育の自由が確立されねばならない。そういうところでキリスト教と共產主義の思想的対決も生まれると思います。しかし当時の当局者はキリスト教と共產主義を相容れぬものとし、後者を排除することによってキリスト教主義教育がまもれると考えた。しかもこれを学生処分という方法で解決しました。このような方法は、結局、治安維持法による共產主義弾圧をめざす政府の方針に順応し、そのなかにひそむ反動体制に眼を閉じることになったといえないでしょうか。

四

最後に昭和ファシズム期の同志社にふれましょう。この時期の苦難をものがたるものは湯浅問題でしょう。昭和十年の神棚事件、翌年の『同志社論叢』をめぐる法学部問題、その翌年の国防研究会の学生処分問題のなかで湯浅八郎総長はキリスト教的リベラリストとして、大学の自由、キリスト教の自由をまもるために学校内外のファシズム的勢力と絶望的なたたかいをしました。このあたりは和田洋一教授が「湯浅八郎」(『同志社の思想家たち』所収)などでのべられています。その経過をとおして危急の事態に立つ同志社のくらしみやそのなかで何が最も大切であるかを教えます。ただそのなかでいわれていないことが一つあります。それは昭和十二年二月出された同志社教育綱領のことです。

それは湯浅総長が神棚事件で軍部よりやつつけられ、『同志社論叢』問題も終わった頃でした。湯浅総長に対する右翼学生や卒業生などの風当りはつよかったのです。その背後にファシズム勢力が黒く

たちはだかり、同志社をつぶすことさえ考えられていたときです。この教育綱領はそういう体制に対する自己弁護として同志社当局が出したものです。明治三十一年には綱領の一部を削除したが、今度は綱領はそのままにし、教育綱領を別に出したのです。「同志社は敬神、愛国、愛人を基調としてこれを貫くに純一姿勢をもってする新島精神を指導原理とする」というのです。敬神、愛国、愛人というのはキリスト教と国家主義の美事な和合、折衷で、これを独立と自治という全くちがったコンテキストでとらえた新島精神までひきあいに出されたのです。私はここにおいつめられたときの同志社の頭のよさとするしみをまのあたりにみるおもいがします。

結びとして私はこんなことを考えます。元来、同志社のキリスト教は思想的にリベラリズムと結びついてきた。このリベラリズムは近代市民社会を形成する要素であり、天皇制絶対主義やファシズムに抵抗する原理をもっていた。しかし同志社からそういう抵抗はほとんどうまれなかった。たしかに同志社はその思想的伝統のゆえに幾人かのユニークな人物を養成したが、反動体制には適応する自由しか持たなかった。私はそういう過去の敗北をとがめるのではなくその原因を徹底的に追求し、そこから多くの教訓を学びとり、今日の同志社教育の国家権力との交渉の方向を見出したいと思います。問題は同志社教育にあるリベラリズムを真に人間の自由、平等を確立するものたらしめるために再検討することである。キリスト教がこの課題にこたえないかぎり、かつての綱領問題のようなことがまた起らないとは誰が断言できるかと私は考えます。

(神学部教授)